AEON

第35期 定時株主総会
招集ご通知

2018年3月1日から2019年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- ●事業報告
- ●計算書類
- ●監査報告

開催情報

日時：2019年5月23日（木曜日）
午前 9 時 受付開始
午前10時 開会

場所：東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル　本館2階　牡丹の間
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

※本年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ツヴァイ
証券コード：2417

証券コード2417
2019年5月8日

株主の皆さまへ

東京都中央区銀座五丁目9番8号
株式会社ツヴァイ
代表取締役社長　後藤　喜一

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月22日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2019年5月23日（木曜日）午前10時

2．場　　所　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
帝国ホテル　本館２階　牡丹の間　（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

3．目 的 事 項

【報告事項】　第35期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告および計算書類の報告の件

【決議事項】

第１号議案　取締役5名選任の件

第２号議案　監査役2名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.zwei.co.jp/ir/soukai.html）に掲載いたします。
◎決議ご通知につきましては、定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.zwei.co.jp/ir/soukai.html）に掲載いたします。
◎本年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合

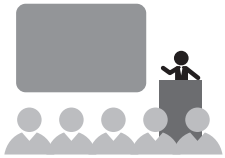

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2019年5月22日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

目　次

招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 3

（添付書類）
事業報告 …… 10

計算書類
貸借対照表 …… 28
損益計算書 …… 29
株主資本等変動計算書 …… 30

監査報告
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 … 40
監査役会の監査報告 …… 41

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（５名）は任期満了となります。
つきましては、社外取締役２名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当（※）
1	後　藤　喜　一	代表取締役社長　再任
2	福　島　　徹	取締役 経営管理本部長　再任
3	原　田　直　樹	取締役 営業本部長　再任
4	黒　柳　泰　子	取締役　再任　社外・独立
5	大　重　絹　子	取締役　再任　社外・独立

※取締役候補者の地位および担当は、招集ご通知発送時のものです。

社外・・・社外取締役候補者　独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

1 後藤 喜一（ごとう きいち） 再任

生年月日	1965年２月13日	所有する当社の株式数	3,000株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1987年３月　ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2004年５月　当社経営戦略室長 2007年９月　当社経営企画室長 2008年２月　当社経営企画本部長 2010年５月　当社経営管理本部長 2011年８月　当社管理本部長 2012年５月　当社取締役管理本部長 2012年12月　当社取締役経営戦略本部長 2013年３月　当社取締役会員サポート企画本部長 2015年２月　当社取締役経営管理本部長 2018年５月　当社代表取締役社長（現任）		
取締役候補者とした理由	後藤喜一氏は、2004年より当社の経営企画、経営管理分野に携わり、2012年に取締役就任以来、管理、経営戦略、広報･ＩＲ、会員サポートの業務を統括し、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。2018年に当社代表取締役社長に就任し、長年にわたる経営企画、ＩＲ、財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営改革に取り組んでおります。これらの経験および実績を活かし、企業経営者として今後の当社の経営の舵取りを期待できるものと判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	後藤喜一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 福島（ふくしま） 徹（とおる） 再任

生年月日	1957年６月９日	所有する当社の株式数	14,600株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1980年４月　株式会社伊勢甚入社 2005年４月　当社人事総務部長 2006年５月　当社管理本部長 2008年５月　当社取締役管理本部長 2010年５月　当社取締役事業開発本部長 2011年８月　当社取締役海外事業本部長 2012年12月　当社取締役管理本部長 2015年２月　当社取締役会員サポート本部長 2018年５月　当社取締役経営管理本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	福島徹氏は、2005年より当社の人事･総務、経営管理、事業開発、海外事業、会員サポートの業務を統括し、現在は経営管理の業務を執行し、当社の経営基盤の強化に取り組んでおります。長年にわたる経験から人事･総務、経営管理の分野に精通しており、これまで携わった幅広い分野で培った豊富な経験と知識を活かして、当社の重要な業務の執行に十分な役割を果たすことが期待できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	福島徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

3 原田（はらだ） 直樹（なおき） 再任

生年月日	1962年２月２日	所有する当社の株式数	3,100株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1984年３月　ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1997年４月　当社人事総務部長 2001年９月　当社営業部長 2005年９月　当社営業サポート部長 2008年11月　当社事業化推進部長 2010年９月　当社新規事業部長 2013年３月　当社経営戦略本部長 2015年２月　当社営業本部長 2015年５月　当社取締役営業本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	原田直樹氏は、1997年より当社の人事･総務、営業、事業化推進、経営戦略と長年にわたり幅広い領域に携わり、2015年に当社の取締役に就任以来、営業本部長として商品･サービス改革に取り組んでおります。営業分野での豊富な経験に加え、企業管理部門にも精通しており、これまでの豊富な経験と知識を活かし、当社の企業価値の向上に貢献できるものと判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	原田直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

4 黒柳（くろやなぎ） 泰子（やすこ）

再任　社外取締役就任年数　4年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1969年７月８日	所有する当社の株式数	-株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1998年５月　株式会社旺文社エンタープライズ入社 1999年６月　同社管理本部法務部長 2000年10月　マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）入社 2009年12月　弁護士登録 2011年５月　麻布十番パートナーズ法律事務所 共同代表 2015年５月　当社社外取締役（現任） 2016年12月　株式会社旺文社 社外取締役（現任） 2018年７月　リップル法律事務所設立 パートナー弁護士（現任） 2019年３月　株式会社GAUSS 社外監査役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	黒柳泰子氏は、弁護士としての豊富な経験と知識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコンプライアンス経営に活かしていただいていると判断しました。よって、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	黒柳泰子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）社外取締役との責任限定契約の締結に関して
黒柳泰子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

5 大重（おおしげ） 絹子（きぬこ）

再任　社外取締役就任年数　3年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1953年12月25日	所有する当社の株式数	-株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年４月　東洋信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社 1980年１月　株式会社武富士入社 1996年６月　同社本社教育部次長 2001年11月　株式会社アイシン入社 2001年11月　同社管理部長 2002年６月　同社取締役管理部長 2004年12月　オリエント信販株式会社（現 株式会社ｎｋ３ホールディングス）入社 2004年12月　同社人事部部長 2008年10月　富士ソフト株式会社入社 2008年10月　同社人財部部長 2011年４月　株式会社ｎｋ３ホールディングス入社 2011年４月　同社人事部部長 2012年４月　株式会社人財育成大重塾代表取締役社長（現任） 2016年５月　当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	大重絹子氏は、「人財」育成についての様々な知見と豊富な経験を有するとともに、現在、代表取締役社長として自ら会社を経営されていることから幅広い見識をお持ちであり、これらを当社の経営に活かしていただいていると判断しました。よって、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	大重絹子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

（注）社外取締役との責任限定契約の締結に関して
大重絹子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役柴崎正恭氏は任期満了となり、監査役谷口博司氏は辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者林恭子氏は、監査役谷口博司氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第29条第2項の規定により、監査役谷口博司氏の任期が終了する2022年5月開催予定の第38期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1　大山（おおやま） 晃浩（あきひろ）　新任　監査役候補者

生年月日	1957年４月30日	所有する当社の株式数	-株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1980年４月　ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1990年３月　同社三重業務改革部 課長 1993年５月　同社三重経理課 課長 1997年３月　同社本社主計グループ課 課長 1999年３月　レッドロブスタージャパン株式会社出向 取締役経営管理本部 部長 2005年５月　株式会社サンデー出向 業務推進部長 2006年９月　イオン株式会社 経理部長 2008年４月　同社内部統制構築PTリーダー 2009年４月　同社経営管理部マネージャー 2010年３月　イオンマレーシア出向 2013年３月　イオンビッグマレーシア出向 2015年２月　イオンリテール株式会社 財務経理部長 2016年９月　同社経営管理本部長 兼 財務経理部長 2018年３月　同社南関東カンパニー 経営企画部長 2018年11月　同社管理担当付（現任）		
監査役候補者とした理由	大山晃浩氏は、これまでのイオン株式会社経理部長、同社内部統制構築PTリーダーおよびイオンリテール株式会社財務経理部長などの豊富な経験と幅広い知識をお持ちであり、これらを活かしていただくため監査役として選任をお願いするものです。よって、当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
特別の利害関係	大山晃浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 林（はやし） 恭子（きょうこ） 新任 監査役候補者

生年月日	1972年 4 月25日	所有する当社の株式数	-株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1995年 9 月　ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1999年 9 月　同社国際企画部 2002年 8 月　同社海外企業管理部 2006年 3 月　同社海外事業企画開発部 2012年 6 月　イオン株式会社 事業推進部 2016年 9 月　イオンリテール株式会社 IMO本部 ビジネス創出部バルチームリーダー 2017年 8 月　イオン株式会社 サービス・専門店事業担当付（現任）		
監査役候補者とした理由	林恭子氏は、これまでのジャスコ株式会社国際企画部およびイオン株式会社事業推進部などの豊富な経験と幅広い知識をお持ちであり、これらを活かしていただくため監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は当社の親会社であるイオン株式会社のサービス・専門店事業担当付を兼務しておりますが、当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
特別の利害関係	林恭子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

以　上

添付書類

事　業　報　告

（2018年３月１日から
2019年２月28日まで）

１．会社の現況

⑴　経営成績に関する分析

厚生労働省の平成30年人口動態統計の年間推計によると、わが国の出生数は平成28年度以降３年連続で100万人を下回り、自然減は40万人近くに及び、人口減少がますます深刻な社会問題となっております。また、婚姻件数も減少傾向にあり、未婚化、晩婚化が進んでおります。一方で、平成27年に実施された「第15回出生動向基本調査」によると、25～34歳の未婚者のうち、「独身でいる理由」は「適当な相手にめぐり会わない」と回答する男性が45.3%、女性が51.2%となっており、自分にとってふさわしいと考える結婚相手と巡り会いたいという未婚者のニーズは依然高いものと考えております。

このような状況の中、「幸せな出会いを創造する」ことを経営理念としている当社におきましては、顧客満足度の更なる向上を行い、1組でも多くの会員さまが結婚できるよう取り組むとともに、将来の成長に向けた事業改革を行い、当事業年度は会員数の増加を目指し、新規入会者の獲得ならびに成婚者の増加に取り組んでまいりました。

広告宣伝においては、タレント（浜野謙太さん・岸井ゆきのさん）を起用した新たなブランディングムービーを作成し、テレビCMや交通広告、YouTube等、さまざまな媒体で積極的に展開しましたが、知名度アップ等のブランディング効果はあったものの、ご応募数は前年を下回りました。

ご応募いただいたお客さまに対し来店日時のお約束を承る「ご来店受付センター」の体制強化に加え、下期より自社アポイントセンターを開設いたしました。新規入会者数は、上期では順調に推移したものの、下期は前年を下回る結果となり、年間においては新規入会者数が前年比98.7%となりました。

会員さまに向けてのサービス面では、従来の「条件によるマッチング」、「価値観によるマッチング」に加え、ご自身でお相手を探したいという会員さまのニーズに応えて、写真とプロフィール情報からお相手を選択し出会いの申込みができる、新たな検索型のマッチングサービス「インプレッションマッチング」を昨年４月より開始いたしました。本サービススタート時から計画以上の利用者登録をいただき、その後も利用者数は順調に増加しています。昨年７月には出会いの機会の更なる拡大のために、お申込みできるお相手の人数追加が出来るオプションサービスも開始いたしました。本サービスにより会員さま同士の出会いの機会を拡大し、成婚者増加に繋げてまいります。

また、マイページサービスの利用促進やお相手候補の検索・選択機能の拡充、パーティやセミナーの開催、会員活動相談会の開催、婚活サポートプログラムなど活動サポートを強化いたしました。その結果、成婚退会者は昨年比103.2%となっております。

当事業年度の業績につきましては、新規入会者が退会者を下回り会員数が減少したことにより、売上高は35億30百万円と前事業年度より１億21百万円の減収となりました。

売上原価においては、新規入会者獲得のための広告宣伝の強化や営業体制強化に関わる費用等が増加しましたが、周辺事業の収益構造の見直しを行うことで前年比95.4%となりました。

販売費及び一般管理費においては、新サービスへのシステム投資による償却費が増加しましたが、店舗の閉店等による固定費の削減により前年比97.6%となりました。

上記の結果、利益については営業損失１億78百万円（前年より14百万円の改善）、経常損失１億31百万円（前年より35百万円の改善）となりました。

また特別損益として、子会社貸付金回収による貸倒引当金戻入額20百万円の特別利益を計上し、店舗閉鎖等による特別損失41百万円を計上しました。

その結果、当期純損失は１億94百万円（前年より19百万円の改善）となりました。

⑵　設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は、１億22百万円であり、その主な内訳は次のとおりです。

①	基幹システム機能追加	・・・	51百万円
②	インプレッションシステム	・・・	15百万円
③	ＰＣ機器関連	・・・	15百万円

⑶　資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「幸せな出会いを創造する」という経営理念のもと、１組でも多くの幸せなカップルを創出するために、事業改革・サービス改革を進め、企業価値の向上に取組んでまいります。また、IT環境の進化により気軽で廉価な競合が台頭する中、最適な結婚相手を求められる真剣なお客さまに応えるべく、従来の「結婚相手紹介サービス」から、成婚にこだわった「パーソナル婚活支援サービス」へ転換を図ってまいります。

① 入会までのプロセスの見直し

・広告宣伝において従来のメディアミックスを継続するとともに販促計画と連動させ効率化を推進します。
・資料請求いただいたお客さまへのアポイント業務の改善を図るとともに、自社管轄のアポイントを増やすことでアポイント率の向上を図ってまいります。
・マリッジコンサルタントの採用・教育を強化し、入会契約率の向上を図ってまいります。

② マリッジコンサルタントの業務見直し

・マリッジコンサルタントがお客さまの入会から成婚までの様々なご要望にお応えし、パーソナルなサービスを提供できるよう会員活動状況をより詳細に把握できるサポートシステムを構築してまいります。
・お客さまへの対応を強化するため、マリッジコンサルタントの付帯業務を削減するよう各種業務のデジタル化を推進し業務効率化を図ってまいります。
・マリッジコンサルタントの業務を見直し、「会員さまサポート」の質と量を共に向上させることで婚活サポートプログラムの充実を図り、成婚以外の退会者を抑制してまいります。

③ 収益構造改革

昨年4月に導入したインプレッションマッチングの再強化と成婚料収入モデルの販売店舗を拡大してまいります。

・昨年より首都圏で販売したプレミアムコースの展開エリアを拡大してまいります。
・地方店舗を中心に、お見合い型オプションサービスの導入店舗を拡大してまいります。
・昨年導入したインプレッションマッチングに新機能を追加し、出会いの機会を拡大してまいります。
・業務のデジタル化の推進などにより更なるコスト削減を図ってまいります。

④ ダイバーシティの推進

従業員が有する多様なスキルや能力、価値観を活かして新しい価値を創造する「ダイバーシティ経営」を推進してまいります。

・女性管理職比率５０％の実現を目指し女性の活躍を推進してまいります。
・多様な人材の雇用を積極的に促進してまいります。
・人事制度、教育制度などを見直し、働きがいがある職場を実現してまいります。

⑸ 財産および損益の状況の推移

	第32期 (2015年度)	第33期 (2016年度)	第34期 (2017年度)	第35期 (2018年度)
売上高(千円)	3,890,623	3,763,450	3,652,005	3,530,535
経常利益(千円)	179,202	83,513	△167,223	△131,369
当期純利益(千円)	93,470	36,153	△213,474	△194,116
1株当たり当期純利益(円)	23.77	9.17	△54.12	△49.08
総資産(千円)	4,990,220	4,713,460	4,593,089	4,020,547
純資産(千円)	4,117,522	3,988,548	3,801,396	3,344,978
1株当たり純資産額(円)	1,041.95	1,008.29	959.93	843.56

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2．1株当たり純資産額は、「(期末純資産－新株予約権)／(期末発行済株式数－自己株式数)」で算出しております。
3．第32期まで連結計算書類を作成しておりましたが、第33期より子会社ZWEI(THAILAND)CO.,LTD.を連結の範囲から除いたことにより連結計算書類を作成しておらず、すべて個別計算書類の業績を記載しております。

⑹ 親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の議決権の64.56%を所有し、同社を含むイオングループで68.60%を所有しております。

親会社であるイオン株式会社との資金運用等の取引については、市場金利を勘案し決定することにしております。

また、当該取引にあたっては、法令、社内規程に基づき、取締役会における議論を経て取引条件が一般的な取引と同様であること等を確認のうえ、実施の可否を決定しており、当社取締役会は当社の利益を害することはないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
ZWEI(THAILAND)CO.,LTD.	10百万タイバーツ	90.57%	タイ王国における結婚相手紹介サービス

※連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結計算書類は作成しておりません。

⑺ **主要な事業内容**（2019年２月28日現在）

配偶者選択過程における結婚適合性診断とそれに基づく情報提供（結婚相手紹介サービス）を主体とし、これに付帯する引き合わせサービス、パーティやイベントの開催、ウエディングサービスおよびライフデザインセミナーなどを行っております。

⑻ **主要な営業所**（2019年２月28日現在）

本社、営業拠点は以下のとおりです。

本　　社	東京都中央区銀座五丁目９番８号
営　業　拠　点	北海道・東北地区：札幌、盛岡、仙台、山形、郡山 関東・甲信越地区：日比谷本店、八重洲、新宿、赤坂見附、池袋、宇都宮、高崎、水戸、さいたま、レイクタウン（越谷市）、柏、千葉、船橋、立川、横浜、町田、藤沢、甲府、長野、松本、新潟 北陸・中部地区　：名古屋、岡崎、四日市、岐阜、静岡、浜松、富山、金沢 近畿地区　：大阪、難波、草津、京都、奈良、和歌山、神戸、姫路 中国・四国地区　：岡山、広島、高松、松山 九州・沖縄地区　：北九州、福岡、熊本、長崎、大分、鹿児島、那覇

（注）1. 日比谷本店、名古屋および大阪の営業拠点は、ウエディングデスクを併設しております。
2. 幕張新都心は７月に閉店、旭川は８月に閉店しております。

⑼ **会社の従業員の状況**（2019年２月28日現在）

区　　分	従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　性	31名	4名減	43.8歳	13.9年
女　性	87名	6名減	47.0歳	7.0年
計	118名	10名減	46.2歳	8.8年

（注）１．従業員数には、パートタイマー39名（月間160時間換算）は含まれておりません。
２．従業員数は、社外から当社への出向者4名を含む人数であります。
３．上記以外のマリッジコンサルタント社員（MC社員）の状況は、以下のとおりです。

区　　分	人　　数	前事業年度末比増減
MC社員	176名	4名増

⑽ **主要な借入先**（2019年２月28日現在）

該当事項はありません。

⑾ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2019年２月28日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　14,400,000株

⑵　**発行済株式の総数**　3,960,600株

（自己株式299株を含む）

⑶　**株主数**　3,599名

⑷　**上位10名の株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
イオン株式会社	2,556	64.54
ミニストップ株式会社	50	1.26
ツヴァイ社員持株会	48	1.22
梅沢明弘	34	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	30	0.77
前野晃宏	30	0.76
イオンフィナンシャルサービス株式会社	30	0.75
イオンディライト株式会社	30	0.75
池田晃	22	0.57
マックスバリュ西日本株式会社	20	0.50
株式会社コックス	20	0.50

（注）持株比率は自己株式（299株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2019年２月28日現在）

名　称 （発行日）	区分	行使期間	新株予約 権の数	目的となる 株式の数	保有する 者の人数	発行価額	行使価額
第６回新株予約権 （2013年５月１日）	取締役 （社外取締役を除く）	2013年６月１日～ 2028年５月31日	20個	2,000株	２名	１株当たり611円	１株当たり１円
第７回新株予約権 （2014年５月10日）	取締役 （社外取締役を除く）	2014年６月10日～ 2029年６月９日	10個	1,000株	２名	１株当たり589円	１株当たり１円
第８回新株予約権 （2015年５月１日）	取締役 （社外取締役を除く）	2015年６月１日～ 2030年５月31日	10個	1,000株	２名	１株当たり656円	１株当たり１円
第９回新株予約権 （2016年５月２日）	取締役 （社外取締役を除く）	2016年６月１日～ 2031年５月31日	15個	1,500株	３名	１株当たり592円	１株当たり１円
第10回新株予約権 （2017年５月１日）	取締役 （社外取締役を除く）	2017年６月１日～ 2032年５月31日	15個	1,500株	３名	１株当たり573円	１株当たり１円

新株予約権の行使の条件（各回共通）

・権利行使時において当社の取締役または監査役であることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から５年以内に限って権利行使ができるものとする。

・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

⑵　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2019年２月28日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	後藤喜一	
取締役	福島徹	経営管理本部長
取締役	原田直樹	営業本部長
取締役	黒柳泰子	弁護士、株式会社旺文社社外取締役
取締役	大重絹子	株式会社人財育成大重塾代表取締役社長
常勤監査役	岩﨑昭二	メガペトロ株式会社監査役
監査役	神部範生	弁護士、リフォームスタジオ株式会社監査役
監査役	柴崎正恭	イオンクレジットサービス株式会社監査役
監査役	谷口博司	イオン株式会社経理部マネージャー

（注）１．2018年５月22日開催の第34期定時株主総会の終結の時をもって縣厚伸氏は退任いたしました。
２．江口勉氏は2018年10月10日に辞任いたしました。
３．黒柳泰子氏および大重絹子氏は、社外取締役であります。また、黒柳泰子氏および大重絹子氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
４．岩﨑昭二氏、神部範生氏および柴崎正恭氏は社外監査役であります。また、神部範生氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。

⑵　取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7名	49,850千円
（うち社外取締役）	（2名）	（7,200千円）
監査役	3名	19,200千円
（うち社外監査役）	（3名）	（19,200千円）
合計	10名	69,050千円

（注）1．上記の支給人員は、無報酬の監査役1名を除いております。
2．株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額230,000千円であります。（2007年5月15日定時株主総会決議）
3．株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。（2007年5月15日定時株主総会決議）

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況および当社と他の法人等の関係

・取締役黒柳泰子氏は、株式会社旺文社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社旺文社との間に特別の関係はありません。

・取締役大重絹子氏は、株式会社人財育成大重塾の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社人財育成大重塾との間に特別の関係はありません。

・監査役岩﨑昭二氏は、メガペトロ株式会社の監査役を兼務しております。メガペトロ株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。なお、当社はメガペトロ株式会社との間に特別の関係はありません。

・監査役神部範生氏は、リフォームスタジオ株式会社の監査役を兼務しております。リフォームスタジオ株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。なお、当社はリフォームスタジオ株式会社との間に特別の関係はありません。

・監査役柴崎正恭氏は、イオンクレジットサービス株式会社の監査役を兼務しております。イオンクレジットサービス株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社の子会社であります。なお、当社はイオンクレジットサービス株式会社とは、クレジットカードの加盟店契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役　黒柳泰子	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験を活かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　大重絹子	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席いたしました。人財育成・会社経営の知見と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　岩﨑昭二	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席いたしました。また、当事業年度開催の監査役会16回すべてに出席いたしました。経理・財務での豊富な知識、経験を活かした会計に関する知見から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　神部範生	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席いたしました。また、当事業年度開催の監査役会16回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験を活かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　柴崎正恭	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席いたしました。また、当事業年度開催の監査役会16回のうち15回に出席いたしました。取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役黒柳泰子氏、社外取締役大重絹子氏および社外監査役神部範生氏との間で、会社法第427条第１項および当社定款第26条と第34条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

④ 親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額　21百万円

5．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬	29,000千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）①について、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

⑷　会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑸　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その社会的責任を果たすため、イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを取締役および使用人の全員に周知徹底させます。

② 取締役会は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」といいます。）の体制を含む内部統制システムの整備の方針および計画について決定するとともに、定期的に運用の状況について報告を受けます。

③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備、運用の状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

④ 内部統制基本規程を定め、当該規程に基づき「内部統制システム委員会」ならびにその下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、また、「リスク管理委員会」の下に「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらが連携して、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備、運用を推進します。

⑤ 内部統制システム全般を担当する責任者として内部統制担当役員を置きます。また、内部統制担当役員は、リスク管理担当および情報セキュリティ担当を兼務します。

⑥ 取締役および使用人に対するコンプライアンスに関する研修やマニュアルの整備等により、取締役および使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。

⑦ 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を定め、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して、当社および子会社をあげて組織的に対応する風土を構築します。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報、その他取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

② お客さま情報を含む個人情報が適切に取り扱われるよう、個人情報の安全管理に関する規程を整備し、当社および子会社全体で個人情報の安全管理を徹底します。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社および子会社経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し、事前予防体制を構築します。

② 当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うために「リスク管理委員会」を設置します。

③ 「リスク管理委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対応するためのマニュアル等を整備し、リスク管理体制を構築します。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会において中長期の方向性や課題を基に年度単位の計画を作成し、単年度の計画の進捗を月次で確認し次月以降の取り組みの見直しを行います。四半期毎の結果および年度の見通しについて、各四半期毎の決算情報等において開示いたします。

② 取締役会を毎月１回以上開催し、子会社を含めた当社および子会社全体に関わる重要事項の意思決定および取締役の職務執行の監督を適切に行います。

③ 取締役会を補完し、経営諸課題に対する迅速かつ適切な対応を図るため、取締役および各部門執行責任者を中心に構成する経営会議を毎月２回程度開催し、迅速な意思決定と機動的な経営が可能な体制を構築します。

⑸　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理委員会」は、リスク管理に関連する規程およびマニュアル等に基づいて、子会社を含む当社および子会社全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社全体の重点経営目標および予算配分等を定め、当社および子会社経営を適正かつ効率的に運営する体制を構築するとともに、子会社管理規程に基づき、子会社の担当部署および担当責任者を置き、重要案件について事前協議を行うなど、子会社の自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行います。

④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを子会社の取締役および使用人の全員に周知徹底させるとともに、「リスク管理委員会」は、当社および子会社全体のコンプライアンス管理に必要な体制の整備を行い、子会社を含む当社および子会社全体のコンプライアンス体制を構築します。

⑤ 親会社およびグループ各社との業務の適正を確保するための体制

当社は、イオングループが定期的に開催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対策および業務効率化に資する対処事例等を積極的に有効活用を行います。ただし、具体的対応の決定については、自主的に決定するものとします。また、親会社およびその子会社との取引については、市場金利および他の取引先との取引条件を勘案し、当社の株主利益を損なわない方策を講じるものとします。

⑹　財務報告の適正性を確保するための体制

当社および子会社における財務報告に関する重要な虚偽記載が発生するリスクを識別、分析し、リスク低減のため、財務報告に関する規程の整備、業務手順の明確化を行い、毎年、その整備、運用状況の評価を行います。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、業務執行部門から独立した「監査スタッフ」として、適切な人材を配置します。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査スタッフ」の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
「監査スタッフ」は、他部署を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

(10) 監査役への報告に関する体制
① 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
取締役および使用人は、当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ、速やかに適切な報告を行います。また、各部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、適宜、担当部門のリスク管理体制について報告を行います。
② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生しまたは発生する恐れがあるとき、当該子会社の取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、当社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役へ速やかに適切な報告を行います。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを当社および子会社の取締役および使用人全員に周知徹底させます。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年度一定額の予算を設け、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

⑴　内部統制システム構築の基本方針ならびに内部統制基本規程の改定

2018年度は改定の実施はありません。

⑵　内部統制システム委員会の開催

2018年度から内部統制システムの運用体制を見直しております。前年度までは内部統制システム委員会を毎月開催しておりましたが、当年度からは、内部統制システム委員会の下部組織であるリスク管理委員会にて毎月リスクアセスメントの実施と対応策の検討、ならびに内部監査と連動した課題解決や情報共有などに取り組み、その結果や審議内容を内部統制システム委員会へ報告および上申する運用へ切り替えています。開催頻度は、内部統制システム委員会は半期毎に1回、リスク管理委員会は月1回に変更しています。

【内部統制システム委員会開催日】

上期：2018/8/17、下期：2019/3/15　　計2回

※リスク管理委員会開催日は後述⑸を参照

⑶　監査体制

監査役4名中3名を社外監査役とし、監査役会は、月1回以上、定時ないし臨時に開催しております。また、業務執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、重要会議への出席や取締役からのヒアリングによる情報収集、店舗をはじめとする独自の実態調査を行っております。さらに会計監査人と連携して監査役会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

【監査役会開催日】

2018/3/16、4/6、5/14、5/22、6/11、7/2、7/12、8/20、9/7、10/5、10/11、11/12、12/14
2019/1/7、1/18、2/14　　計16回

⑷　コンプライアンス体制

イオンピープルが共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」の従業員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上や関連法令の基礎知識、法改正情報の共有等を目的とした研修を継続して実施しています。また、法令や倫理規定に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に、「イオン行動規範110番相談窓口」を設置し従業員に周知しております。加えて、通報・相談内容に対して、関連部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じています。

【イオン行動規範110番】　受信件数：6件

【イオン行動規範研修】　入社時随時開催

【人権研修】2018/12/19～2019/1/20 Web実施

【コンプライアンス研修】
・個人情報保護研修（DVD視聴）2018/3 Web実施（社内）
・景品表示法研修　　2018/4/3、4/10、6/27（社内）
・特定商取引法研修　2018/4/3、4/10　　（社内）
・契約実務研修（基礎）2018/3/7、7/11　　（社内）
・契約実務研修（中級）2018/3/7、3/13、7/11（社内）
・新規取引実務研修　2018/4/10、6/27　　（社内）
・現職強化ｾﾐﾅｰ（独禁法、下請法、消費税特措法、景表法、知財法）
2018/6/7、7/5、7/6、7/28　（社外）

(5)　リスク管理体制および情報セキュリティ体制
リスク管理体制および情報セキュリティ体制については、内部統制基本規程、リスクマネジメント規程、情報セキュリティ運営要綱等の規程に基づき、リスク管理委員会およびその下部組織である情報セキュリティ委員会を開催し、リスク特定、リスクアセスメント、管理策の検討および実施ならびに情報共有等を行い、リスクの低減を図る取り組みを継続的に実施しております。
【リスク管理委員会開催日】
定例会：2018/5/1、5/29、6/26、7/24、8/28、9/26、11/28、12/26、2019/1/30、2/21
分科会：2018/6/11、7/9、8/7、9/12
臨時会：2019/1/15　　計15回
【情報セキュリティ委員会開催日】
上期：2018/3/14、下期：2018/9/14　計2回

(6)　職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組み
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名（1名の辞任により10月からは5名）で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は、計19回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。

8．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの安定的利益還元を経営の最重要目標のひとつとして位置付けており、今後も継続して株主の皆さまへの利益還元をしていきたいと考えております。内部留保資金につきましては、店舗の新規出店、既存店舗の改装およびシステム投資等として活用し、事業基盤の強化拡大に努め、株主の皆さまのご期待に応えてまいります。

また、剰余金の配当の決定にあたりましては、単年度利益だけではなく中長期の方針に基づき、安定的に配当が継続できるように取り組んでまいります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、１株につき普通配当30円とさせていただくことを2019年４月10日開催の取締役会にて決議いたしました。

貸借対照表

（2019年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
［資産の部］		**［負債の部］**	
流動資産	**1,608,374**	**流動負債**	**319,110**
現金及び預金	51,961	買掛金	71,052
売掛金	502,871	リース債務	12,091
前払費用	85,301	未払金	38,070
関係会社預け金	920,000	未払費用	95,595
繰延税金資産	252	未払法人税等	14,830
金銭の信託	43,730	未払消費税等	20,965
その他	5,665	前受金	25,174
貸倒引当金	△1,409	賞与引当金	14,991
固定資産	**2,412,172**	設備未払金	6,382
（有形固定資産）	**(155,289)**	資産除去債務	16,632
建物	53,188	その他	3,324
器具及び備品	82,332	**固定負債**	**356,457**
リース資産	19,768	リース債務	10,917
（無形固定資産）	**(733,092)**	繰延税金負債	227,145
ソフトウェア	711,503	退職給付引当金	44,460
ソフトウェア仮勘定	17,938	資産除去債務	73,934
電話加入権	3,650	**負債合計**	**675,568**
（投資その他の資産）	**(1,523,790)**	**［純資産の部］**	
投資有価証券	1,013,819	**株主資本**	**2,689,224**
敷金	318,560	**（資本金）**	**460,260**
保険積立金	181,448	**（資本剰余金）**	**466,242**
その他	9,961	資本準備金	466,242
資産合計	**4,020,547**	**（利益剰余金）**	**1,763,084**
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	1,703,084
		別途積立金	1,890,000
		繰越利益剰余金	△186,915
		（自己株式）	**△362**
		評価・換算差額等	**651,539**
		（その他有価証券評価差額金）	**651,539**
		新株予約権	**4,214**
		純資産合計	**3,344,978**
		負債及び純資産合計	**4,020,547**

（注）　金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

（2018年3月 1日から
2019年2月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,530,535**
売上原価		**1,853,176**
売上総利益		**1,677,359**
販売費及び一般管理費		**1,855,882**
営業損失		**178,522**
営業外収益		
受取利息	2,159	
受取配当金	44,880	
その他	1,714	48,754
営業外費用		
その他	1,601	1,601
経常損失		**131,369**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	20,000	20,000
特別損失		
固定資産除却損	18,111	
賃貸借契約解約損	23,110	41,221
税引前当期純損失		**152,591**
法人税、住民税及び事業税	14,260	
法人税等調整額	27,264	41,524
当期純損失		**194,116**

（注）　金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（2018年３月 １日から
2019年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年3月1日期首残高	456,855	462,842	60,000	2,220,000	△204,341	2,075,658	△362	2,994,993
事業年度中の変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,405	3,400						6,805
剰余金の配当					△118,458	△118,458		△118,458
別途積立金の取崩				△330,000	330,000	－		－
当期純損失					△194,116	△194,116		△194,116
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	3,405	3,400	－	△330,000	17,425	△312,574	0	△305,769
2019年2月28日期末残高	460,260	466,242	60,000	1,890,000	△186,915	1,763,084	△362	2,689,224

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
2018年3月1日期首残高	795,393	11,008	3,801,396
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			6,805
剰余金の配当			△118,458
別途積立金の取崩			－
当期純損失			△194,116
自己株式の取得			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△143,854	△6,794	△150,648
事業年度中の変動額合計	△143,854	△6,794	△456,417
2019年2月28日期末残高	651,539	4,214	3,344,978

（注）　金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準および評価方法

（1）子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　　経済的耐用年数に基づく定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）	３年～10年
器具及び備品	３年～ ５年

（2）無形固定資産

ソフトウェア　　社内における利用可能期間（３年～10年）に基づく定額法

（3）リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金　　従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

（3）役員業績報酬引当金　　役員に支給する業績報酬に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

（4）退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。
過去勤務費用は、発生年度において一括損益処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額　677,770千円

2．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

（1）短期金銭債権　357千円

（2）短期金銭債務　5,459千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売支払手数料　9,961千円

その他　386千円

営業取引以外の取引高

受取利息　2,158千円

貸倒引当金戻入額　20,000千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	3,948,900株	11,700株	－株	3,960,600株

2．自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	298株	1株	－株	299株

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月11日 取締役会	普通株式	118,458	30	2018年2月28日	2018年5月8日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会	普通株式	118,809	利益剰余金	30	2019年2月28日	2019年5月9日

4．新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	当事業年度末の株式数
第6回新株予約権	普通株式	2,000株
第7回新株予約権	普通株式	1,000株
第8回新株予約権	普通株式	1,000株
第9回新株予約権	普通株式	1,500株
第10回新株予約権	普通株式	1,500株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金および設備投資資金を基本として自己資金で賄っております。また、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブに関する取引は行っておりません。

投資有価証券は、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年２月28日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）参照）

	貸借対照表計上額(※1) (千円)	時価（※1） (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	51,961	51,961	－
(2) 売掛金	502,871	502,871	－
(3) 関係会社預け金	920,000	920,000	－
(4) 金銭の信託	43,730	43,730	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	1,010,819	1,010,819	－
(6) 敷金	318,560	319,492	932
(7) 買掛金	(71,052)	(71,052)	－
(8) 未払金	(38,070)	(38,070)	－
(9) 未払法人税等	(14,830)	(14,830)	－
(10) 未払消費税等	(20,965)	(20,965)	－
(11) 設備未払金	(6,382)	(6,382)	－

（※1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）売掛金、（3）関係会社預け金ならびに（4）金銭の信託

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

（6）敷金

敷金の時価については、一定の債権分類ごとに合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

（7）買掛金、（8）未払金、（9）未払法人税等、（10）未払消費税等および（11）設備未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額3,000千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（5）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（流動の部）	
繰延税金資産	
閉店損失	11,428千円
賞与引当金	4,572千円
資産除去債務	4,168千円
その他	4,692千円
繰延税金資産小計	24,862千円
評価性引当額	△24,609千円
繰延税金資産合計	252千円
（固定の部）	
繰延税金資産	
繰越欠損金	114,841千円
資産除去債務	20,972千円
退職給付引当金	13,560千円
減価償却超過額	2,928千円
その他	9,684千円
繰延税金資産小計	161,987千円
評価性引当額	△101,685千円
繰延税金資産合計	60,301千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,311千円
その他有価証券評価差額金	△283,136千円
繰延税金負債合計	△287,447千円
繰延税金負債の純額	△227,145千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△5.8%
住民税均等割	△9.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8%
評価性引当額	△44.2%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△27.2%

（退職給付に関する注記）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社および同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度ならびに確定拠出年金制度および退職金前払制度を設けております。

2．確定給付制度

（1）確定給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務		279,710千円
勤務費用		9,906千円
利息費用		1,957千円
数理計算上の差異の当期発生額		△537千円
退職給付の支払額		△11,086千円
期末における退職給付債務		279,951千円

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	※	220,158千円
期待運用収益		6,230千円
数理計算上の差異の当期発生額		△11,462千円
事業主からの拠出額		11,273千円
退職給付の支払額	※	△11,086千円
期末における年金資産	※	215,114千円

※「期首における年金資産」および「退職給付の支払額」ならびに「期末における年金資産」は、当社の親会社であるイオン株式会社および同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

（3）退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	279,951千円
年金資産	△215,114千円
未積立退職給付債務	64,837千円
未認識数理計算上の差異	△20,376千円
退職給付引当金	44,460千円

（4）退職給付に関する損益

勤務費用	9,906千円
利息費用	1,957千円
期待運用収益	△6,230千円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	348千円
確定給付制度に係る退職給付費用	5,982千円

（5）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券		42.6%
株式		23.7%
生命保険の一般勘定		13.3%
その他	※	20.4%
合計		100.0%

※その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

（6）長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（7）数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.83%

※なお、上記の他に2016年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、10,147千円であります。

4．退職金前払い制度

退職金前払い制度の要支給額は、484千円であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	イオン株式会社	純粋持株会社	（被所有） 直接 64.56 間接 4.04	資金運用等	資金の寄託運用等 利息の受取	130,000 1,108	関係会社預け金	920,000

（注）1.取引条件および取引条件の決定方針等
寄託運用資金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。
運用にあたっては、内規に基づき預入の都度取締役会承認を経て決定しております。
2.資金の寄託運用等の取引金額は当事業年度中の減少額を記載しております。

2．子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ZWEI(THAILAND) CO.,LTD.	結婚相手紹介サービス	所有 直接 90.57	役員の兼任	貸付金の回収 貸付金の免除 利息の受取	20,000 50,000 1,050	短期貸付金	－

（注）1.取引条件および取引条件の決定方針等
貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。
2.当社は2019年2月18日における取締役会にて、貸付金残高70,000千円のうち50,000千円を免除することを決議いたしました。なお、上記貸付金の免除については、前事業年度までに貸倒引当金を設定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1．１株当たり純資産額　843円56銭

2．１株当たり当期純損失　49円08銭

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０１９年4月１０日

株式会社ツヴァイ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 伊　藤　治　郎 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 草　野　耕　司 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ツヴァイの２０１８年３月１日から２０１９年２月２８日までの第３５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１８年3月1日から２０１９年2月２８日までの第３５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会、政策発表会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、営業を停止中のタイ子会社について状況の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年4月１０日

株式会社ツヴァイ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　岩　﨑　昭　二　㊞

社外監査役　神　部　範　生　㊞

社外監査役　柴　崎　正　恭　㊞

監査役　谷　口　博　司　㊞

以　上

株主総会会場のご案内

【場　所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号　帝国ホテル　本館2階　牡丹の間
【ＴＥＬ】 03(3504)1111(代表)
【交　通】 JR
・山手線・京浜東北線／有楽町駅…徒歩5分

地下鉄
・東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線／日比谷駅(A13出口)…徒歩3分
・都営三田線／内幸町駅(みずほ銀行本店方面出口)…徒歩3分
・東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線／銀座駅(C1出口)…徒歩5分

※本年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

木を植えています
私たちはイオンです

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
www.fsc.org